

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300010	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、對抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	規制緩和を含む発展的改正については一部a、それ以外はb	aについては、bについては	特定債権法については、順次規制緩和を実施してきたところであるが、リース・クレジット債権等の流動化に係る投資家保護の観点から、その必要性、在り方については引き続き検討を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	回答では、「必要性、在り方については引き続き検討を行う」とされているが、実施される内容について可能な限り具体的に示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	規制緩和を含む発展的改正については一部a、それ以外はb	aについては、bについては「措置の概要」欄内の(注)を参照	リース・クレジット債権等の流動化の一手段である資産担保型証券方式から外すべく、平成15年度中に政令改正の準備を進めているところ。それ以外についても、特償法の必要性、在り方を含め検討を行っている。但し、現時点では検討終了時期を明示することは困難。 (注)「措置の内容」については現時点では未定。	特定債権法の廃止または発展的改正については検討し、結論を得て、平成15年度OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、その在り方について見直しを行い、措置する。(平成15年度中目途)	5008	5008010	オリックス㈱	1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下、特償法という。)については廃止するか、または、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正することを要望する。 なお、本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点を踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。」とされた。経済産業省の産業構造審議会産業金融部会が平成15年4月にとりまとめた「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、債権流動化促進に向けた制度の構築の一環として、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。	経済産業省 金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
																5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		<p>・特定債権法(以下、「特償法」という。)については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。・「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。各種届出(数回/年×2通)を廃止すること。仕組規制を撤廃すること。特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。</p>	経済産業省 金融庁
																5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		<p>特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとらわれない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。</p>	経済産業省 金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300090	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	不動産特定共同事業法	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	a	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられるが、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件に関する事項については、対応予定である。			回答では、現在具体的な措置内容を検討中とされているが、要望内容は、投資信託等の金融商品に倣い、説明義務の撤廃・緩和を求めるものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	a	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。同観点に配慮しつつ、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件については、ビデオ等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する措置を講じる予定。		不動産特定共同事業契約締結に係る事前説明態様の多様化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a	不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。(平成15年度中)	5008	5008120	オリックス㈱	12.1	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁	
																5034	5034040	(社)リース事業協会	4	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300130	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	簡素化についてはb、撤廃についてはc	bについては他の欄の通り	商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生じるおそれが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。 このような趣旨に鑑みれば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容が重複している点については簡素化することについては、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点を明らかにすること。	簡素化については「措置の概要」欄内b、撤廃についてはc	bについては「措置の概要」欄内b、撤廃についてはc	1. 商品投資契約に際しては、以下の趣旨により契約締結前と締結時の書面の交付を2回に分けて交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものである。 (1) 成立前 投資家は、商品投資契約の締結前に商品ファンドの内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するかどうかについて判断の材料となるべきものを投資家に対して提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき事前に顧客に対して説明させることとしている。 (2) 成立時 商品投資販売業者等が成立した場合に、その契約内容が不明確であると、後日、当事者間で契約内容を巡るトラブルを招くおそれ大きい。このため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、投資家に注意を喚起させることにより、トラブルの発生を未然に防止する必要がある。 2. 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点は、どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、投資家保護上問題がないか、と考えられるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとしたい。 (注)「措置の内容」については現時点では未定	商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	b	未定	契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容のあり方について、投資家保護の趣旨及び双方の性格を考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008162	オリックス(株)	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																5063	5063050	(社)日本商品投資販売業協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃			現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300140	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	商品投資事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。	b	その他の通り	商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務付けているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。 現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	回答においては「対応不可」とあるが、以下の点を踏まえ、再検討頂きたい。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところとあるが、現時点での検討状況はどうなっているのか。 「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体稀である」と想定される」とあるが、本来、「稀」か否かは規制の有無の判断とは別の問題ではないか。仮に規制と関係するとの判断があるとするれば、「稀」であるならば、むしろ閲覧の必要性は極めて低いと考えるべきではないか。 「投資の判断材料として有益」とある一方、要望理由にある「私募ファンド投資家への秘密保持」の観点に言及されていないが、この点についてどのように考えるのか。 上記～を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	金融庁としては、「対応不可」とはしておらず、前回回答の通り、私募ファンドとして組成販売した商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。 (注)「措置の内容」については現時点では未定	いわゆる私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外について、検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	未定	商品ファンドに関する書類については、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			3.商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z0300180	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン(債権取扱金融機関関係)3-3-3	法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(債権取扱金融機関関係)3-3-3[実質的代理店の禁止]では、信託業務を営む金融機関が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。	b		「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされたところである。この報告を受け、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業が進められる予定。 本件事務ガイドラインについては、こうした法整備の内容を踏まえ、検討を行う。	回答では「法整備の内容を踏まえ、検討を行う」とされているが、要望内容は、事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望するものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期については、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされたところであり、これを踏まえ、所要の法案の検討を行っているところである。本件事務ガイドラインについては、この結果を踏まえ、見直しの検討を行う。 但し、現時点は検討実施時期を明示することは困難。	信託業務における媒介代理店に関する規定の改定について検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。(平成16年度中)	5008	5008170	オリックス㈱	17.1	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定			事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。	金融庁		
5034																5034	5034130	(社)リース事業協会	13	信託業規制の改革(4)信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定			・事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300230	信託会社の解禁	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託業を営む場合については、イ．信託業法による免許取得、もしくは、ロ．銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受ける、こととされているが、現在、わが国において信託業を営んでいる者はロ．によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにするため、必要な制度整備を行うとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。						金融機関以外の者による信託会社の解禁について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5008	5008291	オリックス㈱	29.1	信託業規制の改革		信託会社の解禁。信託は銀行にのみ許されるものとするべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。	金融庁
																5034	5034100	(社)リース事業協会	10	信託業規制の改革(1)信託会社の解禁		・信託は銀行にのみ許されるものとするべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。	金融庁
																5100	5100120	東京都	12	特許権を運用する信託会社への一般事業会社等参入の促進		現状では営業信託を行う場合には、信託業法による免許を受けるか、もしくは銀行法等により銀行・その他金融機関の免許を得たうえで、兼営法(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律)による認可を受けなければならないが、中小企業の知的財産管理や知的財産の流動化を推進するため、特許権の信託のみを扱う場合、免許制から経済産業大臣への登録制などに規制緩和し、一般事業会社や中小企業支援機関等が特許権の信託を扱えるようにする。	金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300240	信託代理店の銀行以外への開放	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。					信託代理店の銀行以外への開放について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	a		信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める。また、信託業務の委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とする。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5008	5008293	オリックス㈱	29.3.1	信託業規制の改革		信託代理店の銀行以外への開放。 現在は、信託会社は存在せず、銀行が信託を兼営する場合のみが存在するという異常な状態であるため、銀行が営む信託業についても実質的に銀行規制と同様の規制が課されている。このため、信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできない。しかし、信託契約の代理または媒介等を行うに過ぎず、信託の当事者になるものではないのであるから強い規制を課する必要はなく、保険代理店と同様といわべきである。信託はいわば財産管理を行うことが本旨であるから、契約獲得のための営業、情報収集といった活動は外部と提携、協力関係を構築することは合理的であり、社会全体としても効率的である。こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。	金融庁	
															5034	5034120	(社)リース事業協会	12	信託業規制の改革(3)信託代理店の銀行以外への開放		・信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできないが、こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。	金融庁	
															5035	5035030	(社)信託協会	3	信託代理店に係る規制を緩和すること		・信託代理店の行える業務を「信託業務の全部又は一部の代理」(兼営法施行規則第7条の2)から「信託契約締結の媒介及び代理」へ変更を行った上で、以下の規制を緩和すること。 信託代理店につき、「代理店となることができる者」の範囲を拡大し、金融機関以外の一般事業者社等にも拡大すること。 信託代理店の設置及び廃止について、認可制を緩和して届出制若しくは登録制とすること。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
20300360	書面の電磁的方法による提供等におけるルールの簡素化	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項第2号、第3号、第4号等	目論見書の交付方法として、登録金融機関のホームページで閲覧に供する方法を採るためには、目論見書被提供者が閲覧していたことの確認(確認がとれない場合は目論見書被提供者への通知を要する。)、当該ホームページを閲覧するために必要な情報の目論見書被提供者ファイルへの記録、記載事項の5年間の維持等が必要とされている。	b	その他 欄の とおり	左記要件及びについては、法令上の規定としては十分明確なものと考えている。なお、具体的なケースにおいて疑義があれば、個別に照会されたい。 左記要件については、例えば目論見書の場合、(イ)常時アクセスを可能とすること、(ロ)記載事項を5年間保存すること、(ハ)記載事項の消去、改ざん防止措置がとられていること等の条件を満たすことにより、登録金融機関のホームページに目論見書を掲載して閲覧に供する方法をとること、目論見書を交付したものとみなすことができるとされている。当該方法は、投資者の利便性確保の観点から設けられたものであるが、他の方法による目論見書の交付と同等の投資者保護を担保するため、(イ)から(ハ)の条件を設けているものである。なお、保存期間については、虚偽記載等に係る賠償請求の除斥期間(5年、証券取引法第20条後段)を考慮して5年と定められているところであり、投資者保護の観点から最低限維持が必要な期間であると考える。 取引報告書等についても同様に取扱いすることとされており、保存期間については公訴時効(5年、刑法第159条第1項・第2項、刑事訴訟法第250条第4号)、商事債権の消滅時効(商法第522条)を考慮して5年と定めている。 なお、目論見書については、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、「目論見書の交付方法等を含め、目論見書による情報開示のあり方として今後検討すべき課題」とされていることから、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。						目論見書等の電磁的方法による提供における要件を明確化することについては、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a			証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解釈の明確化の観点から、事務ガイドライン等において明確化する。(平成15年度中)	5027	5027050	東京海上火災保険㈱	5	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化		上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	金融庁	
								回答では、要件(当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録)および(顧客が閲覧していたことの確認)については、法令上の規定としては十分明確なものと考えているとされており、要件(記載事項の5年間の維持)については、特に目論見書について平成15年度中に検討されるとのことであるが、(1)要件およびについては、規制緩和によって電磁的方法による交付が認められたにも関わらず、現に当該手法を採ろうとする事業者にとって当該要件を満たす方法が不明確であるがために、規制緩和が有効に働かず、証券取引法等に規定する交付書類の電磁的方法による提供の普及が図られていないことから、例えば、要望に記載あるような方法について可能とするよう、早急に明確化すべきと考える。また、要件については、要望に記載されている代替手法を用いれば投資者保護に欠けるとは言えず実施可能と考える。これらの点を踏まえて具体的な対応策を改めて示されたい。	b								証券取引法に規定する交付書類(目論見書、取引報告書等)の電磁的方法による提供については、当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、の要件を満たす必要がある(証券会社に関する内閣府令第29条の2)。要件については、ホームページアドレスの記録をした旨、及び、目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等の手段を認めるべきである。	5027	5027220	東京海上火災保険㈱	22	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化		上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	金融庁
								取引報告書等についても同様に取扱いすることとされており、保存期間については公訴時効(5年、刑法第159条第1項・第2項、刑事訴訟法第250条第4号)、商事債権の消滅時効(商法第522条)を考慮して5年と定めている。 なお、目論見書については、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、「目論見書の交付方法等を含め、目論見書による情報開示のあり方として今後検討すべき課題」とされていることから、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。								証券取引法に規定する交付書類(目論見書、取引報告書等)の電磁的方法による提供については、5年間の記載事項の維持の要件を満たす必要がある(証券会社に関する内閣府令第29条の2)。これについては、最新の目論見書をホームページに掲載し、それ以前の目論見書については、要望があれば、個々の契約者に郵送等で対応する方法を認めるべきである。	5029	5029050	(社)日本損害保険協会	5	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化		上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	金融庁	
																5102	5102460	(社)日本経済団体連合会	46	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化(1)			金融庁		
																5102	5102470	(社)日本経済団体連合会	47	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化(2)			金融庁		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300510	信託業法における受託財産制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現在の信託業法においては、信託会社が引き受けられることができる財産は信託業法第4条により「金銭」、「有価証券」、「金銭債権」、「動産」、「土地及びその定着物」、「地上権及び土地の賃借権」の6つに限定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大することとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。						信託業法における受託財産制限の撤廃について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の制限を撤廃する。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5035	5035110	(社)信託協会	11	信託業法における受託財産制限の撤廃		・現行の信託業法では、信託会社が引受けられることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及其の定着物、地上権及び土地の賃借権、に制限されている。 ・特許権、著作権等の無体財産権や建物の賃借権などの財産権一般を受託可能財産とするよう要望する。	金融庁	
z0300600	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	届出対象の損害保険商品については、積立勘定等一部の事業方法書記載項目を除き届出による変更が可能となっている。	b		届出対象の損害保険商品については、届出による変更が可能となるように措置済み。(平成15年5月) 他の事項については、上記のような問題が生じるものではないが、必要性を踏まえ、所要の措置を検討する。		回答における「上記のような問題」の意味するところが回答では不明であるが、要望内容の実施が特段の問題を生ずるものではなく、所要の措置の検討にあたって(事業者にとつて)必要性を勘案することとまるのであれば、要望に基づき、速やかに実施いただくとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		年度内を目処に、要望内容の実施が契約者保護の観点から特段の問題がないかを確認し、所要の手当てについて検討する。	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b		届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、契約者保護上の問題がないか検討した上で、結論を得る。(平成15年度中検討・結論)	5029	5029080	(社)日本損害保険協会	8	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行		届出制対象種目については、事業方法書の変更もすべて届出によることとする(保険業法施行規則8条1・2項に規定する事業方法書必須記載事項以外についても、届出による変更を可能とする。)	金融庁	
z0300870	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条、第9条、第10条、第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条、第10条	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	その他 欄のとおり	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、平成15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定。		a	未定	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、一部書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、関係省庁と検討し、平成15年度末までにオンライン化する予定。	a	未定	電子媒体による許認可の申請等については、平成15年度末を目標として、申請窓口を一本化すべく、その体制を整備する。(平成15年度中「電子媒体による許認可の申請のみ」)	5063	5063020	(社)日本商品投資販売協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化	金融庁 農林水産省 経済産業省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300890	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条、第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をするととき及び商品投資契約等が成立したときは、その都度一定の内容を記載した書面を顧客に交付することとなっている。	b	その他の通り	商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止すること、投資家保護を図る趣旨によるものである。 上記の趣旨からすれば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型商品の再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に措置するか否かを含め、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	回答においては、「追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直前に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとること」について15年度中に検討し16年3月までに結論を得るとされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上での書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止すること、投資家保護を図る趣旨によるものである。 どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、投資家保護上問題がないか、が書面簡素化にあたっての論点と考えられるが、本年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討することとしたい。 (注)「措置の内容」及び検討終了時期については現時点では未定	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	未定	同一投資家が追加型商品ファンドを追加購入する場合、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて、投資家の意思確認の方法や投資家にとって分かりやすい書面となるよう配慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化(変更点等のみ交付)してもよいこととして戴き度い。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z0300900	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条6号の2	商品投資販売業の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	b	その他の通り	映画等の制作に係る資金調達円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	回答では、「15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う」とされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 実施時期について具体的に示されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和について、検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	未定	映画等の制作に係る資金調達円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、結論を得る。(平成15年度結論)	5100	5100130	東京都	13	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	